

## こまっとしまったら…

### 飼えなくなってしまうたら…

終生めんどうをみるのが原則です。

どうしても飼えなくなったら新しい飼い主をさがしてください。それでも見つからないときは、堺市で引き取ることもできます。

必ず事前に、動物指導センターへ相談してください。やむを得ないと判断した場合のみ、日時・場所を指定し、有料で引き取ります。

1ヶ月以内に人を咬んだ犬は引き取りできません。

### 犬が迷子になってしまったら…

すぐに動物指導センターと近くの警察署（交番）に届出をしましょう。（保護した方も同様に届出をお願いします。）

※ 動物指導センターへは、堺市ホームページから電子申請でも届出できます。

### むだ吠えで苦情を言われてしまったら

犬が吠えるのは当たり前？

ご近所に迷惑をかけているかもしれません。

しつけをするのも飼い主さんの大切な責任です。

一度、かかりつけの獣医師や動物指導センターに相談してください。

## 堺市保健所 動物指導センター



〒590-0013  
堺市堺区東雲西町1丁8番17号  
TEL 072-228-0168 FAX 072-228-8156  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/dobutsu/shidocenter/shidocenter.html>  
Email [doshi@city.sakai.lg.jp](mailto:doshi@city.sakai.lg.jp)

堺市行政資料番号 1-H2-13-0257



# 犬とくらすために

—すべてのひとと犬が共存できる社会へ—



大切なのはあなたのパートナーに対して愛情と責任をもつこと  
飼い主であるあなたがマナーをまもることです



人と動物が共存するうれしい社会へ

# 飼い犬には登録と狂犬病予防注射を！

狂犬病は、世界中の国々で発生しており、発症すれば人も動物も100%死亡する大変恐ろしい感染症です。この感染症は、犬を予防することで人も狂犬病から守ることができるので、犬への予防注射が行われています。

我が国では、「**狂犬病予防法**」により、生後91日以上の子犬には、

- 市町村への **登録** (鑑札の交付)



- 毎年1回の **狂犬病予防注射** (注射済票の交付)



が義務づけられているため、世界でも数少ない狂犬病清浄国のひとつです。

※ 違反者には処罰規定 (20万円以下の罰金) もあります。

## 所有者明示の おねがい

鑑札や済票が首輪などについていれば、  
迷子になってもおうちに帰れます。

首輪が外れることもあるので、**マイクロチップの装着も検討してください。**  
※マイクロチップとは、超小型の標識で、皮下に注入されることにより、  
一生にわたって個体識別可能になります。犬が過度の苦痛を感じることはありません。

## 死亡したときは

登録を抹消しますので、動物指導センターに届出をしてください (電子申請可)。

※ 死体は**環境事業部 環境業務課 (TEL 228-7429)** へ (ただし、お骨の返却等は出来ません。)

## 住所・所有者などがかわったとき

登録の変更が必要ですので、動物指導センターに届出をしてください。  
市外へ転出するときは、**転出先の市町村窓口**へ鑑札を持参して手続きしてください。

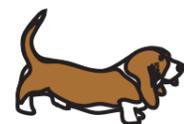
## 飼い犬がひとを咬んでしまったら

1. 咬まれた人に傷の手当てなど、誠意をもって対応しましょう。  
(犬が逃げ出したから、というのはいい訳になりません！)
2. “**飼い犬咬傷届出書**” を動物指導センターに出してください。
3. 狂犬病予防注射の実施の有無にかかわらず、獣医師による検診 (**狂犬病鑑定**) を受けさせてください。

咬まれた人は狂犬病を一番心配しています。**狂犬病の予防接種を実施していること**や**狂犬病鑑定の結果**を、咬まれた人に伝えましょう。

# マナーのよい飼い主は誇りです

## ふんを持ち帰ってくださってありがとうございます



公園でもリードをつけてお散歩していただいているので  
地域のみんなが憩いの場を楽しむことができます



## お散歩三点セットはお忘れではないですか？

1. **ビニール袋** ふんをそのままにしておくと、誰かが踏んだり、衛生的にもよくないですね。  
犬がふんをしたら、ビニール袋などに入れて持ち帰りましょう。



2. **ペットボトル**

電柱や他人の家の壁などにおしっこをしたとき、そのままにいませんか？

一度臭いのついた場所には、他のワンちゃんもおしっこを

してしまいます。  
おしっこをしたら、すぐに水などで流しましょう。



3. **リード**

犬は賢い動物です。飼い主さんの言うことは、しっかり聞いてくれるでしょう。

しかし、飛び出してくる車、大きな音、外にはキケンがいっぱいです。  
犬をリードでつなぐことはもちろん、とっさの行動にも対応できるようリードは短めに持ってお散歩することが大切です。

※公園や道路などの**公共の場所で犬を放すことは、大阪府条例で禁止されています。**

意図的に放すのはもちろんのこと、

脱走も望ましくはありません。

脱走癖があるのであれば、

脱走しないように工夫しましょう。



## 犬の飼養標識について

大阪府条例により、住居の出入口等人の見やすい箇所に、犬を飼養していることが容易に識別できる**文字若しくは図形又はこれらを組み合わせたもの**を表示しなければなりません。

\* 室内犬でも表示は必要です。



例1：文字

例2：イラスト

